

平成17年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第3回）

平成17年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成18年3月9日提出

生駒市長 山下 真

# 第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

| 款    | 項       | 事 業 名                 | 金 額          |
|------|---------|-----------------------|--------------|
| 下水道費 | 下 水 道 費 | 下 水 処 理 施 設 整 備 事 業   | 7, 3 0 0     |
|      |         | 公 共 下 水 道 管 渠 整 備 事 業 | 3 2 8, 7 0 0 |